下水道排水メーター設備管理業務委託 仕様書

1 事業概要

- (1) 下水道料金の削減を行うため、公共下水道の本管に接続されている病院内排水管に排水メーターを設置し、加古川市下水道事業管理者(以下「下水道管理者」という。)及び病院と協議の上、当該業務にかかる全てのサービスの提供、運営全般を実施するものとする。
- (2) 当該業務の運営に必要な全ての費用は、この業務の成果として試算される下水道 料金の削減額で全て補填するものとし、コスト増により病院負担が生じる場合があっても、その全てを受託者が補填(補償)するものとする。

2 業務内容

- (1) 加古川市下水道条例第 15 条 3 (3) に定める使用水量と汚水排出量との差を正確に把握する手段として、公共下水道の本管に接続されている病院内排水管 (2箇所) に受託者の負担により、2023年4月1日から流量測定ができるように排水メーターを設置する。(別紙参照)
- (2) 排水メーターの設置にあたっては、流量総合精度 R. S±3%かつ、JIS B7557(3 等級)適合機の精度を持ち、データが保存できる機能を有する排水流量計を使用することとし、設置工事の設計、排水メーターの適否等の必要な事項について、事前に下水道管理者と協議を行うこと。
- (3) 流量計設置完了後、現地にて、関係者立会いの下、実測試験を行ない、流量総合 精度±3%を満たしている事を証明し、その結果記録を提出する。
- (4) 当該委託業務に必要な排水メーター、その他一切の機器等の所有権は受託者に帰属する。
- (5) 具体的な業務内容は次のとおりとする。
- ①排水メーターの設置にかかる設計、施工、施工管理及びその関連業務
- ②排水メーターの設置工事に関連する全ての手続き及びその関連業務
- ③排水メーターの運転、維持及び保守管理業務
 - ア メーカーによる測定機器の年次点検(年1回以上)および報告書の提出
 - イ 検針月の検針および下水道管理者への報告作業全般(書類作成含む)
 - ウ 制度変更時の下水道管理者との交渉、申請、手続等全般
 - エ 施工箇所の定期点検、清掃(上記イ実施時)および報告書の作成、提出
 - オ 流量計設置にともなう削減効果量の検証および報告書の作成、提出
 - カ WEB 上での汚水水量等の監視、異常発生時の速やかな対応

3 委託料

- (1) 委託料は、業務期間中における排水メーター等の使用及び維持管理にかかる一切の費用とする。ただし、メーターに掛かる電気料金は除く
- (2) 委託料の支払いは、加古川市からの下水道料金の請求に合わせて年6回とする。 1回あたりの支払金額は、(1) の委託料を6回に分割した金額とする。ただし、 削減効果額が1回あたりの支払金額を下回る場合は、削減効果額を上限として支払 うこととし、以後、精算は行わない。

※削減効果額とは、本業務の委託前の計測方法により算出した下水道料金と委託後の下水道料金との差

4 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

5 その他注意事項

(1) 現場管理

設置工事および保守業務を実施するにあたり、受託者は関係法規を遵守し、事故 及び公害の防止に努めなければならない。

(2)費用負担

- ①万一、業務中に受託者の責任に帰すべき原因により破損又は故障が発生した場合、受託者は無償にて速やかに復旧修理及び取替を行うこと。
- ②業務完了後においても、明らかに受託者の施行が原因で生じたと判断される損害 については、受託者の負担にて速やかに復旧修理及び取替を行うこと。
- ③業務仕様書等に明記なき事項においても施工上・技術上当然必要と思われるもの については、受託者において行うこと。

参考事項 下水道の実績(2021年)

- ① 年間下水道料 24,141,060円(税込)
- ② 年間総使用量 60,303 m³

【内訳】

上水道使用量 41,068 m 減免 △2,617 m

井戸水使用量 21,852 m³